

# 新型コロナウイルス感染症に伴う森町の対応について

令和3年8月16日改定

町では、令和3年8月16日、静岡県より「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づく、まん延防止等重点措置区域に追加指定されたことを受け、同日、本部会議を開催し、「新型コロナウイルス感染症対策の対応方針」を改定しましたのでお知らせします。

## 1 まん延防止等重点措置区域指定に伴う措置の主な内容

(1) 実施期間 令和3年8月18日(水)～8月31日(火)

### (2) 飲食店等及び大規模集客施設への要請

#### ① 飲食店等への要請

(対象)

食品衛生法の営業許可を受けた飲食店や喫茶店(デリバリー、テイクアウト、ホテル・旅館において宿泊者に限定して食事を提供する食堂、コンビニのイートインなどは除く。)

(要請内容)

- ・営業自粛時間：午後8時から翌朝午前5時まで。
- ・酒類の提供(利用者による酒類の持ち込みを含む。)は行わないこと。

#### ② 大規模集客施設への要請

(対象)

建築物の床面積の合計が1,000㎡超の大規模な集客施設(商業施設、イベント関連施設)

※新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第11条第1項に規定する施設

(要請内容)

- ・営業自粛時間：午後8時から翌朝午前5時まで(イベント関連施設でのイベント開催時は午後9時から翌朝午前5時まで)。

※各要請についての詳細内容は、

- ・飲食店等及び大規模集客施設への要請は、「まん延防止等重点措置に係る営業時間の短縮と協力金支給について(森町ホームページ)」を
- ・まん延防止等重点措置区域指定に係る措置全般は、「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置に係る静岡県の対応方針(静岡県ホームページ)」をご確認ください。

### (3) 町の公共施設の対応

上記1の(2)②の措置を受けて、まん延防止等重点措置区域指定の期間中は、町の公共施設のうち、森町文化会館、森町総合体育館、町営グラウンド及び学校体育施設についての利用時間を午後8時までに短縮とさせていただきます。

## 2 その他

- この対応方針は、今後の新型コロナウイルス感染症の状況や国、県の動向を踏まえ、必要に応じて改定します。
- 感染防止対策等基本的な対応方針は、変更ありません。
- 新型コロナウイルスに関する詳細情報につきましては、森町ホームページ>トップページ>緊急情報>「新型コロナウイルスに関する情報について」をご確認ください。



ホームページ  
QRコード

### 対応方針（改定履歴）

令和2年2月28日作成  
令和2年3月10日改定  
令和2年3月12日改定  
令和2年3月18日一部改正  
令和2年3月26日改定  
令和2年4月8日改定  
令和2年4月17日改定  
令和2年4月20日一部追加  
令和2年4月23日一部追加  
令和2年5月1日改定  
令和2年5月5日改定  
令和2年5月15日改定  
令和2年5月27日改定  
令和2年6月22日改定